

柔道整復療養費適正化に厚労省も本腰、検討会を 2012 年度設置

医療関係者の間で柔道整復療養費の適正化を求める声が高まるなか、厚労省は 2011 年 11 月 9 日の社保審医療保険部会で、療養費のあり方を議論する場を設置する方針を明らかにした。

打撲・捻挫などに対する柔道整復師の施術にかかる療養費（柔道整復施術療養費）を巡っては、① 国民医療費を上回る勢いで増加（推計で 2004 年度 3,370 億円→09 年度 4,023 億円）、② 柔整師養成数も爆発的に増加（2001 年 2,850 人→09 年 9,205 人）、③ 部位別請求の地域差が大きい、などの問題が指摘されている。

特に部位別請求の地域差については、1 回に 3 部位以上の多部位（肩、腰、膝など）請求を行う事例が、大阪府をはじめ近畿地方に多くみられ、過剰請

求の可能性があるとの指摘が以前からなされている。

厚労省は 11 月 9 日の社会保障審議会医療保険部会で、柔道整復療養費の適正化に向けた今後の取り組みについて説明。今年度中に、① 審査の地域差を解消するための算定基準の明確化、② 審査委員の選定基準の見直し、③ 指導・監査マニュアルの作成、④ 適正受診のための保険者への協力要請（医療費通知・患者等への指導、保険適用外の施術の周知徹底等）などを実施する方針を示すとともに、来年度には、長期的視点で柔道整復療養費のあり方を関係者間で議論する検討会を設置する考えを明らかにした。

（日本医事新報・No. 4569 2011 年 11 月 19 日）